

第7回広陵町自治基本条例審議会の議事録要旨

審議会等の名称	第7回広陵町自治基本条例審議会
開催日時	令和2年1月25日(土) 午後1時30分から午後4時15分まで
開催場所	広陵町役場3階 大会議室
出席委員の氏名 及び人数	中川幾郎委員、清水裕子委員、東 秀行委員、久保知三委員、 藤田和郎委員、北橋美弥子委員、岡橋秀典委員、阪本博三委員、 河野伊津美委員、嶋中 章委員、森田隆夫委員、箆部 牧委員、 高月光太朗委員、千北慎也委員、新谷真貴子委員 計15人
欠席委員の 氏名及び人数	茶野武司委員 計1人
出席職員の 職・氏名及び人数	<事務局> 企画部長 奥田育裕、企画政策課 課長 尾崎充康、 主任 治田久恵、主任 植村亮太 計4人
公開・非公開の別	公開
非公開の理由	—
傍聴人の人数	0人
議題 又は 協議事項	1 開会 2 会長あいさつ 3 全体説明(条文修正案、条文案の説明) 4 各部会での審議

	<p>5 その他（今後のスケジュール等）</p> <p>6 閉会</p>
<p>会議の記録（要旨）</p>	
<p>発言者</p>	<p>発言内容等</p>
<p>事務局</p>	<p>○開会</p> <p>（資料の確認、欠席委員の紹介）</p> <p>冒頭、資料1（条文修正案）について、資料の齟齬があり、当日資料として差替を行ったことをお詫び。</p>
<p>副会長</p>	<p>○副会長あいさつ（会長遅参のため）</p> <p>皆さんご承知のとおり、これができるからといって何か変わるわけではない。動き出してからじゃないと変わっていかない。広陵町では、既にさまざまところで住民自治の活動を行っている。この条例が多くの方に共感を得て、（住民自治を行う）仲間を増やすことができるようなものになればと思う。</p>
<p>事務局及び庁内WG法制班</p>	<p>資料4については、項目が多く「先に見ておきたい」という意見があったことから、事前にお渡しし、次回の審議会でご審議いただきたい。また、「町は、」「町長は、」「行政は、」等主語の表記揺れがあることを指摘してもらったが、条文案全体ができあがってから、庁内WGや事務局で全体を見渡して確認したいと考えている。語尾（例：努め</p>

なければならない、努めるものとする、努める、など)も同様。

○全体説明(条文修正案の説明)

前回の第6回審議会全体説明における委員皆さんの意見を受けて、
条文修正案を作成させていただいた(意見とそれに伴う修正については、資料1参照)。

※説明部分については省略

(質疑応答)

・「住民自治の原則」で、広陵町補助金交付規則で宗教的、政治的団体に対する支援について、逐条解説に明記するのは良いが、条例本文に政教分離の原則などの記載を省略しない方がいいのでは。自治基本条例は、住民に分かりやすく説明する条例であると思うが。

⇒政教分離の原則は日本国憲法に明記されている。また、法制執務上の原則として、下位法(ここでいう広陵町補助金交付規則)に定めているものは上位法(ここでいう(仮称)自治基本条例)に記載しないことが決められているため、入れるとするならば「別に定める」という言葉で入れることで検討する。

・「基本原則」のまちづくりの定義で、「いつまでも住みたいと思えるようなまちづくりをめざす」という意味で、「時代に沿った住みよく持続可能なまちづくり～」としてはどうか。

⇒一度、持ち帰って検討する。

・前回、「地域自治組織」と「基礎的コミュニティ」とを入れ替えるべき、という発言をしたと思うが、議事録に記載していなかった。これはなぜ記載しなかったのか。

⇒意図的に記載していないのではなく、発言のメモを確認したところ、記載していなかったためである。今後はよく確認する。

○全体説明（条文案の説明：抜粋）

前回の第6回審議会の委員皆さんの項目別論点を参照しての意見を受けて、条文案を作成させていただいた。事前に見てもらっていることと思うので、要点を絞って説明したい。

（資料2-1と資料2-2に基づいて説明）

※説明部分については省略

（質疑応答）

・参加と参画を分けたほうが良いということだが、前々回に「定義」の部分で「参画」について定義しているので、参加についても定義してはどうか（意見のみ）。

・町民の権利第2項 「差別的な取扱いを受けない」の差別的という表現はどうか。不利益を被らない、などの方が良いのでは。

⇒庁内WGでは議論していなかったもので、一度持ち帰りたいと思う。

⇒参加しないことの不利益だけでなく、参加することによる利益も含めていることから、「差別的な取扱いを受けない」のままでいいと思う。

⇒自治会に入らない人はこの条文でどう考えればいいのか。また災害時に自治会に入っていない人が公民館へ避難した場合は。

⇒「まちづくり」は、「時代に沿った住みよい地域社会をつくるための取組み」と定義している。自治会に入らない人のゴミ出しはできるかどうか、ということ。

⇒自治会の加入・不加入は個人の自由。加入している人が不加入の人よりも相対的に利益をもらうことは問題ない。ここでいうまちづくりは「任意団体である自治会の加入」ではなく、将来的な小学校区単位の組織体のこと（条例で担保する必要あり）。

⇒逐条解説で上記内容を記載してもらいたい。

・町民の権利第1項 町政やまちづくりに参加する権利を有する、とあり、参画から参加に変えたという説明は理解できたが、より強い権利を認めた方がいいと思う。参画としておいた方が、町民は「参画でできるんだから、当然参加できる」と判断してもらえる。

・町民の権利第1項 権利、役割、責務でいいのか。子どもは問題ないが、大人は税金を払うなどの義務が発生するので、義務ではだめか。

⇒権利、役割、責務とそれぞれ意味合いは異なる。ここでは義務とはいえない。もちろん大人は権利を使えば義務もある。

⇒大人でも権利の安売りをしているでは。

⇒まちづくりに参加する権利を有しているということは、逆にそれに参加したからには義務も発生する、それは世間の常識で当たり前のことだから、ここでは書かないものとする。

・町職員の役割と責務第1項 さまざまな記載方法があるが、「町民全体のために働く者」が折衷案で一番良いのでは。

⇒審議会委員に諮ったが特に意見がなく、これで決定。

・参加、参画と協働の制度第1項 「継続的かつ多様な手段で」とあるが、アンケート、公聴会などは逐条解説に盛り込めばと考える。

・参加、参画と協働の制度第1項 重要な計画がなにか明記していないため、町に「この計画は重要と思うから参加（参画）したい」ということが言えるようにしては。

⇒「重要な計画並びに条例」の具体的な内容は逐条解説に記載するが、基本計画、法定計画については、原則（パブリックコメント等）を行うものとする。ただし、実施計画（個別具体的な計画）はパブリックコメント等にかかる必要はないと考える。

・「多様な手段」としているが、資料1の4ページには具体的に規定す

る、と書いて「パブリックコメント、アンケート調査、公聴会の開催等」と記載してある。それとつじつまを合わせては。

⇒ご質問のとおりである。条文案全体ができてから、もう一度全体を見直して整合性を図りたい。

・参加、参画と協働の制度について、かぐや姫まつりなどのイベントへは「参加」のみで、「参画」は町民はできないのか。

⇒条例制定後でいいが、参画の基本原則は何か、という学習会等は必要。共通認識として「参加」と「参画」は違うということ。参加はその物事のプロセスの一部に関わることをいう。参画は、計画、政策立案、決定、実施や評価などに複数関わることをいう。複数のプロセスに関わるため、参画の場合は責任が発生する。

・現在、条例審議をしているが、委員で先行している自治体へ、条例ができたあとどうなったのか(変化したのかどうか)、相談や勉強する機会があってもいいのではないかと。全員でなく希望者だけでもいいと思う。

⇒県内で制定している自治体など、勉強する機会を設けてもらいたいが、事務局として可能か。

⇒可能である。

⇒県内なら、大和郡山市、生駒市があるが人口規模が大きい。一方、

	<p>吉野町は小さい。であれば、県外、名張市はいかがだろうか。事務局で検討をお願いします。</p> <p>(質疑応答後、分科会に分かれて審議)</p>
分科会(総則ブロック)	<p>○総則(資料2-1に基づき審議)</p> <p>※ 審議会委員の意見・議論の内容については、資料2-1参照のこと。</p>
分科会(参画・協働ブロック)	<p>○総則(資料2-2に基づき審議)</p> <p>※ 審議会委員の意見・議論の内容については、資料2-2参照のこと。</p>
	<p>(流れ解散：各部会で終了)</p>